

町の空家等対策について

令和5年11月22日 環境資源課

1. 空家等対策協議会・空家等対策庁内会議における検討状況

本年度設置した空家等対策協議会及び空家等対策庁内会議において、今後の町の空家等対策について以下のとおり検討を進めています。

(1) 町条例等の制定に向けた検討

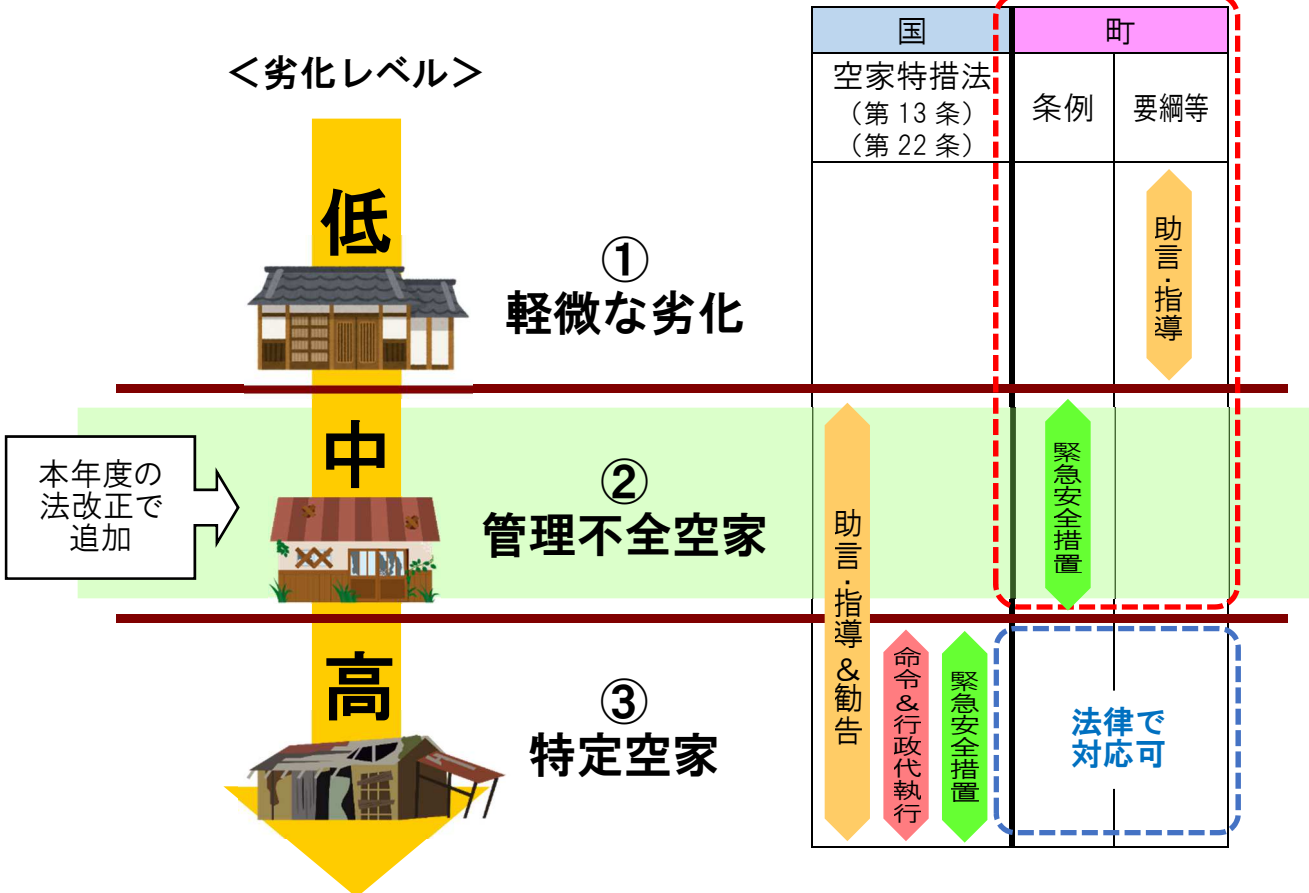
本年6月に改正された空家特措法（12月13日に施行予定）に定められた各種対応等の範囲を踏まえ、町が行う空家等の対策に必要な条例等の内容について、以下のとおり整理・検討を進めています。

◆ 法律・条例・計画の役割分担

対 策	国	町	
	法律	条例等	空家等対策計画
① 発生抑制	(●)		●
② 適正管理	●	●	●
③ 利活用・流通	●		●

今後 町が
策定・制定
するもの

◆ 不適正管理への対応とその根拠



(2) 「(仮)宮代町管理不全空家等の適正管理に関する条例」(以下「条例案」)および施行規則の骨子

- 要旨… 管理不全空家に対して町が行う緊急安全措置に関し必要なことを定める
- 概要…
 - ① 管理不全空家の定義づけ
→空家特措法の内容を踏まえて施行規則で明確化
 - ② 管理不全空家に対する立入調査の実施
→緊急安全措置の要否判断、管理不全の状態かどうか判断するための立入調査について設定
 - ③ 管理不全空家に対する緊急安全措置の実施
→措置で町が行う事項を施行規則で明確化

2. 今後のスケジュール

- 12月中旬 第2回空家等対策庁内会議
第3回空家等対策協議会 } …条例案の確認
- 1月 条例案のパブリックコメント
- 3月議会 条例案の審議
※改正法の施行状況や、自治体の事務実施のために総務省及び国土交通省から示される改正法の「基本的な指針(ガイドライン)」の整備状況(現在作成中)によっては、議会での審議時期を延期する場合があります。